

意商道場2020

On Line



～講義とディスカッションで楽しむ90分～

11月開場のお知らせ



みなさんは、「巨峰事件」や「ポパイ事件」をご存知ですか？

これは、ある行為が形式的にみると他人の登録商標の「使用」にあたるように見える場合であっても、その使用態様から商標としての使用とはいえないと判断された結果、商標権侵害が否定された事件です。

当所でも「自社の登録商標を他人がホームページ上に掲載しているのを発見したけど権利行使できる？」「この商標を使いたいんだけど、これって商標権侵害になる？」といったご質問をよくいただきますが、ある行為が商標権侵害にあたるか否かは、その商標の使用が「商標的使用といえるか否か」が非常に重要な判断ポイントになります。

また不使用取消審判の場面でも、商標権者の商標の使用態様が「商標的使用といえるか否か」が商標登録を取り消されるか否かの分かれ目になる場合もあります。

今回の意商道場では、わかりそうでよくわからない「商標的使用」について、過去の裁判例等を参考にしながらクイズ形式・ワークショップ形式を含めて検討したいと思います。

【募集対象】企業知財のご担当者様（初級～中級クラスの皆様）

【人数】ディスカッションを行ないます関係上、毎回20名様までの先着順と致しますこと、ご理解をお願い致します。

【年間スケジュール予定】

【第3回テーマ】

商標

第1回：令和2年 7月29日（水）【終了】

【商標】商標権更新登録の際の検討事項

商標的使用とはなんぞや

第2回：令和2年 9月30日（水）【終了】

【意匠】新しい関連意匠制度を活用した意匠出願戦略

第3回：令和2年11月25日（水）

【商標】商標的使用とはなんぞや

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

今年度の意商道場は「ZOOM」による

WEB会議形式（オンライン形式）で行います。予めご了承下さい。

第4回：令和3年 1月27日（水）

【意匠】未定



開催日

令和2年11月25日（水）17時30分～19時00分 ※開催時間を変更しました

開催方式

※参加者の方にも発言をいただくオンライン形式のセミナーとなります。
お手数ですが、発言が可能なご環境にて参加いただきますようお願いいたします。
※本勉強会ではWEB会議ツール「ZOOM」を活用して行います。
事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

募集人数

20名（定員になり次第締め切らせていただきます）

発表担当

特許業務法人深見特許事務所

商標法律部

瀬川 左英 弁理士

受講料

無 料（原則として大阪発明協会会員限定）

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiosaka.jp/>) members@jiiosaka.jp

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日

開催日	テーマ	定員
11月25日(水) 17時30分～19時00分	【商標】商標的使用とはなんぞや	20名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	E-mail

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

◆ZOOM参加に必要なもの◆

次のいずれかの機器

- ・自撮りのできるスマートフォン (iPhone・Android問わず)
- ・カメラの付いているタブレット (iPad・Android問わず)
- ・カメラの付いているパソコン (Windows・Mac問わず／カメラは外付けでもOK)



*いずれもネットに繋がる環境は必要です。また通信代が無制限でないプランの方はWi-Fi環境で接続してください。

*あらかじめZoomの会員登録 (アカウント作成) などは不要です。

*スマートフォンの場合、バッテリーの消耗が気になりますので、電源ケーブルに接続した状態をおすすめします。

*スマートフォンのYahoo!アプリでは接続できませんのでご注意ください。
(Google Chrome, Safariで接続してください)

◆ZOOM会議入室方法◆

11/20 (金) に、大阪発明協会より参加申込者に招待メールをお送りいたします。
お送りしましたメールに記載しているリンク先をクリックしてご入室下さい。